

事務連絡
平成26年2月28日

都道府県
指定都市 社会福祉法人ご担当者様
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

これを受けて、今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年11月付20131008中第5号、公取取第238号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知（別紙1））及び「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成25年11月15日付消表対第522号消費者庁表示対策課長通知（別紙2））が発出されたところです。

貴職におかれては、貴管下の社会福祉法人に対し、消費税率の引上げに際して、調達における事業者からの消費税の適正な転嫁を受け入れていただくとともに、消費税転嫁対策特別措置法を遵守し、別添通知の趣旨等を踏まえ、適切な対応を図るよう周知に御協力いただきますよう依頼願います。また、参考として、以下の資料等をご参照、ご活用ください。

【参考】

1 内閣府消費税価格転嫁等対策HP

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

※「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」（一般用パンフレット）、「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き」（事業者用パンフレット）などが掲載されていますのでご参照ください。

2 消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会及び相談会

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/13120301.html>

3 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）